

大阪市此花区における終活支援に係る業務の連携に関する協定書

大阪市（此花区）（以下「甲」という。）と株式会社鎌倉新書（以下「乙」という。）は、此花区民が自分らしく自らの希望に沿って人生の終末を迎えるための生前の準備活動（以下「終活」という。）を円滑に行うことを支援するための業務の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が終活支援に係る業務を実施するにあたり、乙と甲が必要な連携を行うことで、此花区民の終活に関するサービス提供の質を向上させ、もって円滑な終活を支援することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）甲の此花区民への終活に関する情報発信
- （2）甲に係る職員（甲が指定する相談支援機関の職員等を含む。以下同じ。）への終活に関する研修の実施
- （3）甲の此花区民及び甲に係る職員への終活に関する相談対応
- （4）甲と乙が共同して主催するセミナー及び個別相談会の企画立案・運営（仕様については別紙1のとおり）
- （5）エンディングノートの冊子データ制作・印刷・納品（仕様については別紙2のとおり）
- （6）終活べんり帳の冊子データ制作・印刷・納品（仕様については別紙3のとおり）
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。

3 第1項第4号に基づき、甲と乙が共同してセミナー及び個別相談会を実施する場合は、別途書面を取り交わすこととする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条第1項各号に規定する連携事項の実施のために乙が要した費用（以下「連携事項実施費用」という。）を負担しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲による連携事項実施費用に係る負担が生じる場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、別途書面を取り交わすこととする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出

を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は同一条件で更新され、その後も同様とする。

(秘密保持及び目的外利用の禁止)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により相手方から知り得た一切の情報のうち、秘密である旨が明示された情報又は情報の性質及び開示状況に照らして秘密として取り扱うべき情報（以下「秘密情報」という。）並びに、この協定の遂行に関連して取得又は提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義される「個人情報」をいう。以下同じ。）について、厳に秘密として取り扱う。

2 甲及び乙は、秘密情報及び個人情報を、第2条に基づく連携事項等の検討及び実施する目的（以下「本目的」という。）の範囲内でのみ使用し、相手方の事前の書面による承認を得た場合（個人情報については本人の同意）又は法令等に定めがある場合を除き、本目的を超えて使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。

3 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

(知的財産権)

第6条 この協定で発生した成果物にかかる著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、以下「知的財産権」という。）は、従前から甲又は第三者が保有していた知的財産権を除き、乙に帰属するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する訴訟調停その他の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年7月1日

- 甲 大阪市
協定締結担当者 大阪市此花区長 中島 政人
- 乙 東京都中央区京橋2丁目14番1号 兼松ビルディング3階
株式会社鎌倉新書
代表取締役会長CEO 清水 祐孝

大阪市此花区終活セミナー・相談会仕様書

開催内容	甲乙協議のうえ、決定する
開催日時	甲乙協議のうえ、決定する
開催場所	甲乙協議のうえ、決定する
講師手配・テーマ	甲乙協議のうえ、決定する
主催	甲及び乙の共催を基本とし、甲乙協議のうえ、決定する

- 1 協定書第2条第3項に基づき、甲と乙が共同してセミナー及び個別相談会を実施する場合は、別途書面を取り交わすこととする。
- 2 乙は、セミナー・相談会実施に伴い、チラシデータを作成し、甲に納品すること。
- 3 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- 4 相談の内容によっては、相続・遺言（弁護士法）、税務（税理士法）などの資格業務に抵触する恐れがあることから、有資格者による相談の場合に限り、資格業務に該当する助言ができるものとする。

大阪市此花区エンディングノート発行に関する仕様書

冊子名	エンディングノート
規格・色	中綴じ冊子/A 4 判／フルカラー両面印刷
紙質	上質紙 90 kg (予定)
総ページ数	40 ページ程度とし、甲乙協議のうえ、決定する
広告ページ数	上限 10 ページ程度 (甲乙協議のうえ、決定する)
発行部数	5,000 部
発行回数	1 回
納品回数	1 回
納品日	令和 8 年 9 月 30 日まで
配布期間	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
配布対象者	此花区民、支援機関職員、その他配布を希望する者
発行元	大阪市此花区
納品先	送付先 大阪市此花区役所 宛先 大阪市此花区役所 保健福祉課

- 1 校正は 2 回とする。
- 2 乙は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば、必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- 3 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- 4 乙は、納品物に不備がない限り、当該納品物を引き取らないものとする。
- 5 仕様書記載の配布対象者の利用部数において、想定より部数が足りなくなった場合について、甲乙協議のうえ、増刷対応するものとする。
- 6 天候や交通状況の悪化等その他不可抗力による配送遅延については、乙はその責を負わないものとする。

エンディングノート制作に関する合意事項

1 エンディングノートの制作手続きについて

- (1) 甲は、乙の指定する時期までに、エンディングノートに掲載することを希望する事務手続き等に関する情報を電子データにて提供するものとする。
- (2) 乙は、前号の電子データを活用してエンディングノートを制作する。この制作にあたって、乙は自らの責任と負担で第三者に再委託を行うことができ、その場合はこの協定によって乙が負担する各義務を当該第三者にも負担させなければならない。
- (3) エンディングノートの制作における、校正作業は甲乙が協力して行い、甲の最終校正データの確認をもって、印刷するものとする。
- (4) 乙は、前号のエンディングノートの制作に際して、別紙 2—1 仕様書に定める範囲内のページ数で当該エンディングノートに掲載する広告の出稿元・出稿料を自らの裁量で決定することができる。ただし、広告内容に関する責任は広告主において負担するものであることが明記されていることのほか、別紙 2—3「広告掲載基準」に定める基準を満たしたものでなければならない。
- (5) 甲の希望により、エンディングノートの冊子データを甲自らが管理する Web サイトに掲載することができる。ただし、冊子データは、乙が提供した現状有姿のまま掲載するものとし、無断で紙媒体に掲載されている広告の削除等の編集を行ってはならない。

2 エンディングノートの権利関係及び機密保持・情報公開

- (1) この協定により制作されるエンディングノートは、乙が甲に納品した後は当該エンディングノートの所有権は甲に移転するものとする。ただし、当該エンディングノート内の乙が発案したデザインや広告の知的財産権は乙に留保されるものとする。
- (2) 甲乙いずれもこの協定の実施に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし、相手方の書面による事前の同意なく公開し又はこの協定の目的以外の目的で利用してはならない。この協定終了後も同様とする。
- (3) 甲がこの協定に関して報道発表を行う場合は、乙が東証プライム上場企業であり当該報道発表に当たり併せて東証での開示を行う必要が生じる可能性があることから、事前に協議をし、その内容・時期を決定するものとする。

3 暴排条項

乙は、自らが大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約し、仮にこの誓約に反する場合はこの協定が解除されることに何らの異議も唱えることはできない。

4. 特記事項

甲は、自らのW e bサイトに情報掲載を行う等により、乙による広告主の募集の支援を行うことができる。

広告掲載基準

エンディングノートに広告を掲載するにあたっては、次の基準を満たすものに限る。

1 規制業種

次の各号のいずれかに該当する業種（以下「規制業種」という。）の広告については、これを掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、
風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）
に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供
誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規
定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (8) 探偵事務所等の調査会社
- (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクル
ショップ
- (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業

2 規制事業者

次の各号のいずれかに該当する事業者（広告主たる法人又は個人をいい、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含む。以下同じ。）の広告については、これを掲載しない。

- (1) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に
よる再生・更生手続中の事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第
6 号に規定する暴力団員
- (3) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力
団密接関係者
- (4) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連
する事業者もしくは個人
- (5) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止措置や行政処分を受け

ている企業等

(6) 大阪市税を滞納している事業者

3 広告の範囲

次の各号のいずれかに該当する広告は、これを掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- (16) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると乙が認めるもの

大阪市此花区終活べんり帳発行に関する仕様書

冊子名	終活べんり帳
規格・色	中綴じ冊子／A 4 判／フルカラー両面印刷
総ページ数	44 ページ程度とし、甲乙協議のうえ、決定する
広告ページ数	上限 10 ページ程度（甲乙協議のうえ、決定する）
発行部数	5,000 部
発行回数	1 回
納品回数	1 回
納品日	令和 8 年 9 月 30 日まで
配布期間	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
配布対象者	此花区民、支援機関職員、その他配布を希望する者
発行元	大阪市此花区
納品先	送付先 大阪市此花区役所 宛先 大阪市此花区役所 保健福祉課

- 1 校正は 2 回とする。
- 2 乙は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば、必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- 3 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- 4 乙は、納品物に不備がない限り、当該納品物を引き取らないものとする。
- 5 仕様書記載の配布対象者の利用部数において、想定より部数が足りなくなった場合について、甲乙協議のうえ、増刷対応するものとする。
- 6 天候や交通状況の悪化等その他不可抗力による配送遅延については、乙はその責を負わないものとする。

終活べんり帳制作に関する合意事項

1 終活べんり帳の制作手続きについて

- (1) 甲は、乙の指定する時期までに、終活べんり帳に掲載することを希望する事務手続き等に関する情報を電子データにて提供するものとする。
- (2) 乙は、前号の電子データを活用して終活べんり帳を制作する。この制作にあたって、乙は自らの責任と負担で第三者に再委託を行うことができ、その場合はこの協定によって乙が負担する各義務を当該第三者にも負担させなければならない。
- (3) 終活べんり帳の制作における、校正作業は甲乙が協力して行い、甲の最終校正データの確認をもって、印刷するものとする。
- (4) 乙は、前号の終活べんり帳の制作に際して、別紙 3－1 仕様書に定める範囲内のページ数で当該終活べんり帳に掲載する広告の出稿元・出稿料を自らの裁量で決定することができる。ただし、広告内容に関する責任は広告主において負担するものであることが明記されていることのほか、別紙 3－3「広告掲載基準」に定める基準を満たしたものでなければならない。
- (5) 甲の希望により、終活べんり帳の冊子データを甲自らが管理する Web サイトに掲載することができる。ただし、冊子データは、乙が提供した現状有姿のまま掲載するものとし、無断で紙媒体に掲載されている広告の削除等の編集を行ってはならない。

2 終活べんり帳の権利関係及び機密保持・情報公開

- (1) この協定により制作される終活べんり帳は、乙が甲に納品した後は当該終活べんり帳の所有権は甲に移転するものとする。ただし、当該終活べんり帳内の乙が発案したデザインや広告の知的財産権は乙に留保されるものとする。
- (2) 甲乙いずれもこの協定の実施に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし、相手方の書面による事前の同意なく公開し又はこの協定の目的以外の目的で利用してはならない。この協定終了後も同様とする。
- (3) 甲がこの協定に関して報道発表を行う場合は、乙が東証プライム上場企業であり当該報道発表に当たり併せて東証での開示を行う必要が生じる可能性があることから、事前に協議をし、その内容・時期を決定するものとする。

3 暴排条項

乙は、自らが大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約し、仮にこの誓約に反する場合はこの協定が解除されることに何らの異議も唱えることはできない。

4. 特記事項

甲は、自らのW e bサイトに情報掲載を行う等により、乙による広告主の募集の支援を行うことができる。

広告掲載基準

終活べんり帳に広告を掲載するにあたっては、次の基準を満たすものに限る。

1 規制業種

次の各号のいずれかに該当する業種（以下「規制業種」という。）の広告については、これを掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (8) 探偵事務所等の調査会社
- (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業

2 規制事業者

次の各号のいずれかに該当する事業者（広告主たる法人又は個人をいい、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含む。以下同じ。）の広告については、これを掲載しない。

- (1) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (4) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (5) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止措置や行政処分を受け

ている企業等

(6) 大阪市税を滞納している事業者

3 広告の範囲

次の各号のいずれかに該当する広告は、これを掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- (16) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると乙が認めるもの